

10月1日（金）～10月17日（日）の
遠隔授業期間中の
新型コロナウイルス感染拡大防止に関する方針

リスク管理室会議決定
(令和3年9月29日改定)

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、本校においては10月1日（金）～10月15日（金）の期間は遠隔授業を実施することとなった。これに伴い、10月1日（金）～10月17日（日）の期間、「遠隔授業期間中の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する方針」を定め、学生の安全と、学修機会の確保及び地域貢献等の両立を図り、安定的な学校運営を行うこととする。

○10月1日（金）～10月17日（日）の遠隔授業期間中の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する方針

【健康管理全般】総括責任者：副校长（感染症対策担当）

- ◆ 遠隔授業期間を含む10月1日（金）～17日（日）の間は、原則として学生の学校内での活動を禁止する。
- ◆ 教職員及び学生は日頃から必ずマスクを着用するとともに、手洗い、教室等の換気、咳エチケットを確實に実施すること。
- ◆ 教職員及び学生は、毎朝起床時に検温を行うとともに、「健康観察・行動記録シート」により自身の健康状態と前日の行動を記録すること。
- ◆ 発熱や体調不良が認められる場合、勤務を予定していた教職員は人事係に連絡した上で自宅療養するものとする。
- ◆ 教職員または学生自身が感染者となった場合、または感染者の濃厚接触者となった場合は、学生は学級担任または学生支援係、教職員は人事係に速やかに連絡すること。

【学生及び教員の研究活動】

- ◆ 教職員の研究活動等においては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すること。
- ◆ 共同研究等のために部外者が参加する場合、リスク管理室会議の許可を得るものとする。なお、活動中は必ず教員等が立ち会うこと。外部の共同研究者が学内で実験等を行う場合には、外部者の入校時の検温と行動を記録すること。
- ◆ 学生が研究等の目的で学内で活動する場合、「令和3年10月1日以降の学生による研究活動等の実施について」に従うものとする。なお、指導教員は学科長等の了承を得た上で、活動開始7日前までにリスク管理室会議に書面をもって届け出るものとする。
- ◆ 学生が研究等の目的で外部で活動する場合、指導教員は学科長等の了承

を得た上で、感染防止対策・宿泊の有無・移動手段等を文書にまとめ、活動開始 7 日前までにリスク管理室会議に申請を行い、許可を得るものとする。なお、外部での活動の際は、必ず指導教員が引率すること。

以下の諸活動については、上記の「健康管理全般」の指針を踏まえつつ対応することを基本とする。

【本科授業】 責任者：教務主事

- ◆ 10月1日（金）～15日（金）の授業はすべて遠隔授業とする。

【専攻科授業の実施】 責任者：専攻科長

(専攻科授業)

- ◆ 期間中の授業は原則として対面授業とする。

【高専体育大会、学生活動・課外活動、学校行事】 責任者：学生主事

(高専体育大会等)

- ◆ 遠隔授業期間中のため、県境を越える活動は自制することを求めるが、高専体育大会などの公式大会についてはその重要性に鑑み、下記の 1)～5) を守ることを条件に参加を認める。

1) 本人と保護者の参加意思の確認

本人と保護者の自由意思に基づく「同意書」を確認できること。

2) 大会における感染防止対策の徹底

本校および競技団体の大会における感染対策を遵守し、他校の選手との交流を控え、競技中以外はマスクをすること。

3) 移動時における感染防止対策の徹底

旅行業者作成の「行程表」を、事前に学生支援係に提出すること。

移動の車中ではなるべく一つ空けて着席し、会話を控え、水分補給以外の飲食も控えること。

4) 宿泊時における感染防止対策の徹底

大会参加以外の活動や他者との交流を控え、食事の際は、「黙食」を徹底すること。

5) 他者への感染防止対策の徹底

参加前後の健康観察を徹底するとともに、当該大会で感染者が発生した場合、参加者は 2 週間、他者との接触を回避すること。

(学生活動・課外活動)

- ◆ 校内での活動は原則禁止

原則として、チームズを活用し、オンラインで活動すること。ただし、

10月中に重要な大会及び期日がある場合は、顧問がチームズに入力し

学生委員会に事前に届け出ること。

(学校行事)

◆ 校内での活動は原則禁止

チームズを活用し、オンラインで活動すること。ただし、学校行事の準備を校内で行う必要がある場合は、担当主事補が学生委員会に事前に相談し、了解を得ること。

【就職・進学のための活動、インターンシップ】

責任者：地域環境センターセンター長、男女共同参画・キャリア教育支援室長

(企業面談)

◆就職のための企業からの訪問は、期間中は受け付けをしない。どうしても必要な場合には、Webでの面談をお願いする。

(就職・進学のための活動)

◆先にリスク管理室会議より示されている「就職活動やインターンシップ等への参加の考え方について」に従って活動する。その際には、学級担任やコース長が必ず事前に把握するように連絡・相談をする。もし県境を越えた移動をした場合には、帰宅後1週間は他者との接触を避けるなどの行動を規制して健康観察結果を報告する。

(インターンシップ)

◆企業側から「受け入れ可能」の確認が取れた場合は、インターンシップを可とする。いわき市以外でのインターンシップは、保護者の同意の元に参加させる。県境を越えた移動をした場合には、帰宅後1週間は他者との接触を避けるなどの行動を規制して健康観察結果を報告する。